

事務連絡
令和8年3月31日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨
並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について
(依頼)

麻しんについては、現在、国内外における報告数の増加が報告されており、カナダ、スペイン及びイギリスなどの諸外国においても、その流行により排除認定が取り消されるなど、感染拡大が懸念されています。国内では、新型コロナウイルス感染症流行以降、最多の報告数が確認されています。また、インドネシアをはじめとする諸外国を推定感染地域とする輸入事例の報告のほか、国内を推定感染地域とする報告、推定感染地域が不明である報告も増加しており、今後、さらに増加することが懸念されます。

つきましては、下記のとおり、麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等の取組を行い、麻しん及び風しんの発生の確実な予防に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 定期接種の接種勧奨について

麻しん及び風しんの定期接種の実施状況については、令和6年度の麻しん・風しんワクチンの接種実施率を公表しているところ、第1期及び第2期の全国平均はそれぞれ92.7%及び91.0%と、いずれも麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）及び風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）で定める接種率目標（95%）に達しておらず、都道府県や市町村ごとにばらつきが存在しています（別紙1は都道府県別接種率）。

各自治体におかれましては、あらためて自治体の接種実施率を確認いただいた上で、接種率目標に達するよう、積極的な接種勧奨の取組をお願いします。

具体的には、未接種児・保護者への定期接種の個別通知や、母子健康手帳交付時・乳幼児健診時等での確実な周知、自治体広報紙やホームページ、SNS等を通じた周知・啓発の強化等の取組を進めるとともに、都道府県教育関係部局と連携しつつ、令和8年度の小学校入学手続の機会等を通じて把握された未接種児及びその保護者に対して、情報提供及び積極的な接種勧奨を行うなどの取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、第2期接種については、別添1のとおり、「麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する積極的な接種勧奨等の協力について（依頼）」（令和7年10月3日付け感感発1003第1号・感予発1003第1号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長連名通知）において、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長に対し、教育関係部局における保健衛生関係部局と連携した情報提供及び積極的な接種勧奨の協力について依頼していることを申し添えます。

2. 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況及び任意接種に関する案内について

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）について、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会は、令和8（2026）年1月に限定出荷を解除しております。また、別添2のとおり、武田薬品工業株式会社は令和8（2026）年6月頃より出荷再開となる見込みが公表され、令和8（2026）年度の医療機関への納入量（別紙2）は、例年と同等以上となる見込みであることから、周知等の取組について、積極的にご検討いただくようお願いいたします。

また、厚生労働省では、今般の麻しんの報告数の増加（別紙3）に鑑み、国立健康危機管理研究機構にて作成された麻しん患者との接触後の対応として麻しん含有ワクチンの接種による発症予防について周知を進めているところです。今般、医療機関向けリーフレット（別紙4）を作成いたしましたので、貴管下の医療機関に対して周知をお願いします。

あわせて、公衆衛生対策上、下記に示す接種が必要と認められる者が当該ワクチンを接種できるよう体制の整備を検討いただくようお願いいたします。また、海外への渡航を予定している者についても下記のとおり、必要に応じた希望者への接種を進めていただきますようお願いいたします。

（接種が必要と認められる者の例）

- ・麻しん患者と最初に接触してから72時間以内の人
- ・麻しんに感染したことがない人で、かつ、以下のいずれかに該当する人
 - a. MRワクチン未接種または接種歴が不明の人
 - b. MRワクチンの接種歴が1回の人
 - c. MRワクチンの接種歴が2回だが、2回接種後の抗体検査により抗体価が低いことが分かった人で、その後未接種であった人

3. 広報資材について

麻疹及び風しんの発生の予防のためには、周知・啓発の強化等の取組が重要です。厚生労働省においても、ホームページで関連情報をまとめたページや周知用リーフレット（別紙5～7）を作成しています。また、海外渡航者を対象として、渡航前に接種を推奨する予防接種の種類に関する周知・啓発ツールを公表していますので、周知・啓発にあたってはこれらを御活用下さい。

なお、本事務連絡につきましては、別途、日本医師会に対しても協力依頼を发出している旨申し添えます。

【参考】

○厚生労働省ホームページ

- ・麻疹（はしか）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkuaku-kansenshou/measles/index.html

- ・MR ワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkuaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/mr/index.html

- ・麻疹風しんの予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkuaku-kansenshou21/hashika.html>

- ・海外渡航のためのワクチン（予防接種）

https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful_vaccination.html

- ・海外渡航者向け 啓発ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkuaku-kansenshou18/index_00003_keihatsu-tools.html

○国立健康危機管理研究機構ホームページ

- ・発生動向調査

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/diseases/measles/graph/index.html>

- ・麻疹について

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>

- ・風しんについて

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ha/rubella/index.html>

以上